

船舶事故調査報告書

平成30年7月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年2月21日 05時00分ごろ
発生場所	福岡県宗像市沖ノ島北北東方沖 沖ノ島灯台から真方位015° 28.2海里付近 (概位 北緯34° 42.0′ 東経130° 15.0′)
事故の概要	漁船第三栄興丸は、操業中、漁船第一栄興丸に衝突した。
事故調査の経過	平成30年4月11日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三栄興丸、85トン 133517、海興水産株式会社 B 漁船 第一栄興丸、80トン 136412、海興水産株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） B 船長B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 操舵室右舷側の窓ガラスに破損 B 左舷船首部の錨台に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約10m/s 海象：波高 約2m
事故の経過	A船は、大中型まき網漁業船団の灯船で、船長Aほか6人が乗り組み、また、同船団の網船であるB船は、船長Bほか17人が乗り組み、沖ノ島北北東方沖で操業していた。 A船は、環巻き（まき網で魚群を囲い込み、まき網の海底側の底辺のワイヤを巻き上げて口を絞ること。）を終え、B船に浮子網を取り付けようとして、B船と約10m離れた場所から後進してB船の左舷舷側に接近し始めたところ、B船に近づき過ぎたので、B船との間隔を開こうとして前進したとき、左舷方から風を受けて右舷方に圧流され、A船の右舷中央部がB船の左舷船首部に衝突した。
分析	A船は、沖ノ島北北東方沖において操業中、B船に近づき過ぎたことから、風を受けて圧流された際、B船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、沖ノ島北北東方沖において、A船が、操業中、B船に近づき過ぎたため、風を受けて圧流された際、B船に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 強風時に僚船に接近する際は、圧流に備え、適切な距離を保つこと。 |
|--|---|